

# 佐伯市南浜テニスコート 指定管理者募集要項

令和8年8月  
佐伯市教育委員会  
体育保健課

# 佐伯市南浜テニスコート指定管理者募集要項

## 1 指定管理者募集の目的

従来、公の施設の管理受託者については、公共団体等に限定されていましたが、平成15年9月の地方自治法の一部改正により、指定管理者制度が創設されました。これは、公の施設の管理を、民間の事業者にも門戸を開放し、民間の事業者の有するノウハウを活用することにより、住民サービスの向上と経費の節減につなげようとするものです。

本事業実施要項は「佐伯市南浜テニスコート」の指定管理者の募集に関して必要な事項を定めたものです。

## 2 対象施設の概要

(1) 施設の名称 佐伯市南浜テニスコート

(2) 施設の所在地 佐伯市南浜10897番地47、10834番地42

(3) 施設の設置目的（施設の沿革、役割等）

佐伯市は、体育の普及及び振興を図り、もって市民の心身の健全な発達に寄与するため、佐伯市南浜テニスコートを設置している。佐伯市南浜テニスコートは昭和60年に整備され、これまで硬式テニス愛好者に広く利用されてきた。市内中心部に位置することから利用者が多く、日頃の練習会場として大きな役割を果たしている。

(4) 施設の概要

敷地面積：3954㎡

延床面積：[倉庫] 9.80㎡ [トイレ] 5.33㎡

設置：昭和60年9月

※ 詳細は「佐伯市南浜テニスコート管理運営業務仕様書（以下「仕様書」という。）」を参照のこと。

(5) 事業概要

- ① 佐伯市南浜テニスコートの管理に関すること。
- ② 佐伯市南浜テニスコートの利用に関すること。
- ③ 前各号に掲げる事業のほか、施設の設置目的を達成するために必要な事業

## 3 管理の基準

指定管理者が管理運営を行うにあたり、次の事項を遵守すること。なお、詳細は仕様書を参照してください。

(1) 利用時間及び利用日

仕様書のとおりです。

(2) 適切なサービスの提供を行うこと。

(3) 佐伯市南浜テニスコートの施設及び設備の維持管理を適切に行うこと。

(4) 業務に関連して取得した個人に関する情報を適正に取り扱うこと。

(5) 業務を遂行する上で、以下の関係法令、条例等を遵守し、適正な管理運営を行うこと。

- ① 佐伯市南浜テニスコート条例（平成18年佐伯市条例第36号。以下「条例」という。）、同条例施行規則

②佐伯市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年佐伯市条例第31号。以下「指定手続条例」という。）、佐伯市教育委員会の所管に係る公の施設における指定管理者の指定管理手続等に関する条例施行規則（平成17年教育委員会規則第57号）

③佐伯市行政手続条例（平成17年佐伯市条例第11号）

指定管理者が施設の利用者に対して行う許可その他の処分には、佐伯市行政手続条例が適用されるので留意すること。

④佐伯市情報公開条例（平成17年佐伯市条例第13号）

指定管理者が施設の管理業務を行うに当たり作成し、又は取得した文書等で指定管理者が管理しているものの公開については、別途指定管理者において情報公開規程を定めるなどにより、適正な情報公開を行うこと。

⑤個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）

指定管理者が施設の管理運営を通じて取得した個人情報の取扱いに関しては、漏えい、滅失及び毀損の防止その他個人情報の適切な管理を行うほか、個人情報を保護するために必要な措置を講じること（具体的には別途協定で定める）。なお、個人情報の開示については、別途指定管理者において規程を定めるなどにより適正な取扱いに努めること。

⑥佐伯市個人情報の取扱いを伴う事務の委託基準（平成17年佐伯市訓令第15号）

指定管理者が取り扱う個人情報については、この訓令により留意事項、協定において規定すべき事項（個人情報取扱特記事項）が定められている。

⑦地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条、第244条の2

⑧行政不服審査法（平成26年法律第68号）、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）

指定管理者が利用不許可処分等を行う場合においては、行政不服審査法に基づく不服申立、行政事件訴訟法に基づく取消処分を行うことができる処分であること等を処分の相手方に教示する義務があります。

⑨その他関連する法令

（6）文書の管理・保存

指定管理者が、施設の業務を行うにあたり作成し、又は取得した文書等については、佐伯市行政文書管理規程等に準じて、別途指定管理者において文書管理規程等を定め、適正な管理・保存を行うこと。

（7）事業計画書の提出

毎年度2月末までに、次年度の事業計画書について、市担当部課（室）と調整を図ったうえで作成、提出すること。

（8）事業報告書の提出

毎年度終了後60日以内に指定管理業務全般に係る事業報告書を作成し、提出すること。

（9）その他

管理の基準の細目については、佐伯市教育委員会と指定管理者との間で締結する協定で定めるものとします。

## 4 指定管理者が行う業務

### (1) 指定管理者が行う業務

- ① 2の(5)に掲げる事業の実施に関する業務
- ② 佐伯市南浜テニスコートの施設及び設備の維持管理及び修繕に関する業務
- ③ 佐伯市南浜テニスコートの利用の受付に関する業務
- ④ 佐伯市南浜テニスコートの利用の許可に関する業務
- ⑤ 佐伯市南浜テニスコートの利用の促進に関する業務
- ⑥ その他、施設の管理に関する事務のうち、市長のみの権限に属する事務を除く業務

※ 市長のみの権限に属する事務は、行政財産の目的外使用許可（地方自治法第238条の4第4項）、不服申立てに対する決定（地方自治法第244条の4）等法令により定められているものです。

### (2) 留意事項

- ① 指定管理者が実施することとなる管理運営業務の詳細及びその基準については、別添仕様書を参照してください。
- ② 管理運営業務の全部を第三者に委託し又は請け負わせることはできません。ただし、業務の一部について、市の承認をあらかじめ得た上で、専門の事業者へ委託することは可能です。
- ③ 事業の評価結果等により、指定管理者の業務が基準を満たしていないと判断した場合、是正勧告を行い、改善が見られない場合は、指定を取り消すことがあります。

## 5 指定の期間

指定管理者が佐伯市南浜テニスコートの管理を行う期間は、令和9年4月1日から令和14年3月31日までの5年間で予定しています。

この指定の期間は、市議会の議決により確定することになるので留意してください。

なお、指定の期間内であっても、管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定を取り消すことがあります。

## 6 管理に要する経費

### (1) 管理運営経費

指定管理者は、佐伯市南浜テニスコートでの収益を自らの収益とします。また、原則として佐伯市教育委員会からの委託料の支払いはありません（指定管理者の運営に起因する不足が生じた場合、原則として補填は行いません）。事業計画及び収支計画立案の際はご注意ください。

### (2) 管理口座・区分経理

指定管理者としての業務に係る経費及び収入は、団体自体の口座とは別の口座で管理してください。また、指定管理者としての業務に係る経理とその他の業務に係る経理を区分して整理してください。

## 7 応募者の資格

応募をしようとする法人等は、次の各号のいずれにも該当する法人その他の団体（以下「法

人等」という。)であること。

- (1) 佐伯市内に事務所を置く又は置こうとする法人等であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない法人等であること。
- (3) 佐伯市から指名停止措置を受けていない法人等であること。
- (4) 市税等を滞納していない法人等であること。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)、民事再生法(平成11年法律第225号)等に基づく更生又は再生手続を行っていない者であること。  
また、銀行取引停止、主要取引先からの取引停止等の事実があり、客観的に経営状況が不健全であると判断されるものでないこと。
- (6) 暴力団(暴力団体による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)でないこと。
- (7) 暴力団又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある法人等でないこと。
- (8) 暴力団の構成員又は暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者を役員に含む法人等でないこと。

※ 応募時に設立していなくても応募できることとしますが、その場合、その実現性を証明する資料を提出してください。

## 8 指定管理者の公募手続

### (1) 決定までのスケジュール

具体的な実施スケジュールは下記のとおりです。ただし、申請等は土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く開庁日の午前8時30分～午後0時15分まで、午後1時から午後5時までをお願いします。

#### 【スケジュール】

|             |                          |
|-------------|--------------------------|
| 募集要項等配布期間   | 令和8年8月3日(月)～令和8年8月17日(月) |
| 現地説明会       | 令和8年8月18日(火) 午後1時30分～    |
| 質問書受付期限     | 令和8年8月27日(木) 午後5時        |
| 申請書受付期間     | 令和8年9月7日(月)～令和8年9月18日(金) |
| 選定委員会ヒアリング  | 令和8年10月中旬(予定)            |
| 選定結果通知      | 令和8年11月上旬(予定)            |
| 議会における議決    | 令和8年12月(予定)              |
| 指定管理者の指定の告示 | 令和9年1月(予定)               |
| 基本協定書の締結    | 令和9年3月(予定)               |
| 年度協定書の締結    | 令和9年3月(予定)               |
| 指定管理者の管理開始  | 令和9年4月1日(木)              |

### (2) 募集要項等配布

配布期間：令和8年8月3日(月)～令和8年8月17日(月)

配布場所：佐伯市教育委員会 体育保健課

### (3) 現地説明会

開催日時：令和8年8月18日(火) 午後1時30分～

開催場所：該当指定管理施設にて

参加申込：参加希望の方は「佐伯市南浜テニスコート指定管理者募集に係る現地説明会参加申込書」により、令和8年8月14日までに電子メール又はFAXにてお申し込みください。なお、申し込み状況によっては、参加人数を制限する場合があります。

(4) 募集要項等に関する質問書の受付

募集要項等の内容に関する質問を「佐伯市南浜テニスコート指定管理者募集要項等に関する質問書（要項様式第7号）」により、以下のとおり受け付けます。

受付期間：令和8年8月18日（火）～令和8年8月27日（木）

提出場所：佐伯市教育委員会 体育保健課

提出方法：質問書は電子メール又はFAXによる送付とします。

回答方法：電子メール又はFAXでお知らせします。

9 指定申請書等の提出

指定申請書等を以下のとおり受け付けます。

(1) 申請書類

申請に当たっては、以下の書類を市に提出していただきます。なお、市が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。

① 指定管理者指定申請書

〔指定手続条例施行規則（平成17年佐伯市規則第29号）に定める様式第1号〕

② 指定を受けようとする公の施設の管理に関する事業計画書（要項様式第1号）

令和9年度から令和13年度まで

③ 佐伯市南浜テニスコートの管理運営に関する収支計画書（要項様式第2号）

令和9年度から令和13年度まで

④ 誓約書（要項様式第3号）を添付すること。

⑤ 定款、寄附行為の写し、規約又はこれらに類する書類

⑥ 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書

⑦ 団体代表者の住民票抄本

⑧ 団体の役員名簿

⑨ 前事業年度における事業報告書その他の団体の業務の内容を明らかにする書類（設立趣旨、従業員数、資本の額、経営規模など）

⑩ 前事業年度における貸借対照表、収支決算書、財産目録その他の団体の財務状況を明らかにする書類

⑪ 市税等（国民健康保険税を含む。）の滞納がないことを証明するもの（市税完納証明書）

⑫ その他佐伯市教育委員会が必要と認める書類

(2) 受付期間：令和8年9月7日（月）～令和8年9月18日（金）

(3) 提出場所：佐伯市教育委員会 体育保健課

(4) 提出方法：指定申請書等正本1部及び副本5部（副本は複写可）を上記に定める提出場所

に持参してください。

提出は上記方法に限ります。他の方法による提出は受理しません。

要求した内容以外の書類、図面等についても受理しません。

(5) 申請に当たっての留意事項

① 複数の申請の禁止

1 応募者につき1申請とし、複数の申請をした場合は、失格とします。

② 申請書提出期限までに所定の書類の提出がない場合

申請はなかったものとして取り扱うこととします。

③ 接触の禁止

申請者及び申請者の代理人並びにそれ以外の関係者が選定に対する不当な要求を行った場合、又は指定管理者選定委員会委員に個別に接触した事実が認められた場合には、失格となることがあります。

④ 応募の辞退

申請書類を提出した後に応募を辞退する場合には、応募辞退届（要項様式第5号）を提出してください。

⑤ 提案内容変更の禁止

提出された書類の内容を変更することはできません。

⑥ 虚偽の記載をした場合及び不正があった場合の無効

申請書類に虚偽の記載があった場合や不正があった場合、当該申請は無効とします。

⑦ 著作権の帰属等

事業計画書等の著作権は、申請者に帰属します。ただし、市は、指定管理候補者の決定の公表等必要な場合には、事業計画書等の内容を無償で利用できるものとします。  
なお、申請書類は理由の如何に関わらず返却しません。

⑧ 情報公開条例に基づく公開請求

提出された申請書類、審査結果等については、佐伯市情報公開条例に基づく公開請求の対象となるとともに、原則として指定管理候補者の決定後、申請者名、選定結果等を公表するものとします（非公開情報、個人に関する情報や申請者の正当な利益を害するおそれのある情報等を除く。）。

⑨ 費用負担

申請に関して必要となる費用は申請団体等の負担とします。

⑩ 本事業提案応募のために説明会・現地見学等、定められた機会を除き、市から便宜を図ることはできません。応募者は市が提供した情報、独自に合法的に入手した情報のみで提案を行ってください。

⑪ 本事業提案で得た情報について、応募者は第三者への公表及び他目的への使用をすることはできません。ただし、以下の情報についてはその対象ではありません。

- ・公知となっている情報
- ・第三者により本業務に関し合法的に入手できる情報

⑫ 申請書類に該当がない場合

申立書（要項様式第4号）にその旨記入して提出してください。

## 10 指定管理者の候補の選定

### (1) 選定方法

5人の委員で構成する佐伯市教育委員会公の施設指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置し、各委員が次の選定基準に基づいて審査し、この結果により最終的に市で指定管理候補者を決定します。

### (2) 選定基準

指定管理者の選定にあたって、その基準となる要件は次のとおりします。

- 1 事業計画書の内容が、市民の平等利用を確保することができるものであること。
- 2 事業計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮させるとともに、管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- 3 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有しているものであること。

選定基準に基づき設定する審査項目の概要は以下のとおりです。

#### ①平等の確保

- ・利用者の平等の確保を基本とした事業計画であるか。

#### ②公共性の保持

- ・公の施設の管理・運営にふさわしい理念を持っているか。
- ・施設の設置目的と市が求める業務を理解した事業計画であるか。
- ・利用者の要望や意見を把握し管理運営へ反映する方策が検討されているか。

#### ③効用の発揮

- ・サービス向上や施設の利用促進に向けた実現性の高い提案があるか。
- ・仕様書に定められた業務や年間の事業計画について、効果的・効率的に実施するための具体的な提案がされているか。
- ・地域住民や団体、関係機関等との連携が図られているか。
- ・指定管理業務に支障のない自主事業の提案がなされているか。

#### ④経費の縮減

- ・収支計画書は適切かつ実現可能な内容となっているか。
- ・維持管理経費の削減、費用対効果の向上を図る具体的な提案がされているか。

#### ⑤物的能力・人的能力

- ・過去の決算や業績から経営状況は良好であるか。
- ・類似施設の運営実績があり、維持管理・運営に関するノウハウがあるか。
- ・業務遂行に必要な資格者、経験者及び人員の配置が確保されているか。
- ・役割分担や責任体制は明確かつ適当か。
- ・職員研修に関する方針や計画が具体的に示されているか。
- ・労働法令、その他関係法令等を遵守する体制・仕組みが整えられているか。
- ・安全管理、危機管理に関し、必要な措置を講じる提案がされているか。

#### ⑥地域貢献

- ・従業員の雇用等により地域活性化が期待できるか。

## ⑦環境

- ・環境に配慮した事業活動が計画されているか。

### (3) ヒアリング等

- ① 選定に当たり、提出書類により応募資格を審査し、選定委員会によるヒアリングを行います。
- ② ヒアリングの日時、場所等については、後日、該当する申請者に対して書面で通知します。
- ③ ヒアリングの出席者は3人以内とし、事業計画書中の組織体制表に基づく統括担当者については必ず御出席ください。ただし、出席者は原則として代表者及びその社員（任意団体にあっては構成員）に限ります。

ヒアリングの時間は、30分以内を予定しています。

### (4) 審査結果の通知及び公表

ヒアリングの後、選定委員会で申請者の最終評価を行い、指定管理者として最もふさわしい法人等（以下「選定事業者」という。）を選定します。選定の結果は、申請者全員に書面で通知するとともに公表します。

## 1 1 指定管理者の指定及び協定の締結

### (1) 指定管理者の指定

指定管理者の指定には、佐伯市議会の議決が必要です。原則として選定事業者を指定管理候補者として佐伯市議会定例会に上程し、議決を経たのち、指定管理者として指定する予定です（令和8年12月予定）。

なお、指定については、指定の相手方に書面で通知するとともに、指定手続等条例施行規則第6条第2項の規定に基づいて告示を行います。

### (2) 協定の締結

佐伯市教育委員会と指定管理者とは、業務内容に関する細目的事項、管理の基準に関する細目的事項等について協議の上、「協定」を締結します。なお、協定の主な内容は、仕様書を参照してください。

### (3) 留意事項

- ① 指定の議決を経るまでの間又は議決後に指定管理者に指定することが著しく不適当と認められる事情が生じたときは、指定の議決後においても指定しないことがあります。
- ② 指定管理者が、協定の締結までに次に掲げる事項に該当するときは、その指定を取り消し、協定を締結しないことがあります。
  - ・ 正当な理由なくして協定の締結に応じないとき。
  - ・ 資金事情の悪化等により、事業の履行に支障があると認められるとき。
  - ・ 著しく社会的信用を損なう等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

## 1 2 事業実施状況の監視等

### (1) モニタリング

市は、指定期間中の指定管理者の業務の実施状況を把握し、必要なサービス水準を確保

するため、モニタリングを行います。

モニタリングの結果、管理の基準や事業計画書に記載された事項等が達成されていない場合には、市は改善措置を講じる等の指導を行います。さらに必要な場合は、業務の停止や指定の取消しを行うことがあります。

① 定期モニタリング

定期的に業務報告書を提出していただき、市は当該報告に基づき状況確認を行います。

② 随時モニタリング

必要に応じ、随時に状況確認等を行います。

(2) 利用者アンケートの実施

指定管理者は、施設利用者の利便性の向上等の観点から、アンケート等により施設利用者の意見・苦情等を聴取し、その結果及び業務改善への反映状況について、市に報告していただきます。

(3) 帳簿類等の提出要求

監査等が必要であると認める場合、指定管理者は帳簿書類その他の記録を提出する必要があります。

### 13 その他

(1) 指定管理者の責任履行に関する事項

- ① 指定管理者は、施設利用者の被災に対する第1次責任を有し、施設又は施設利用者に被害があった場合は、迅速かつ適切な対応を行い、速やかに佐伯市教育委員会に報告しなければなりません。
- ② 指定管理者は、事業継続が困難になった場合又はそのおそれが生じた場合は、速やかに佐伯市教育委員会に報告しなければなりません。
- ③ 前記に規定するもののほか、指定管理者の責任履行に関する事項については、協定で定めることとします。

(2) 事業の継続が困難となった場合の措置

① 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

指定管理者の責めに帰すべき事由により、業務の継続が困難になった場合は、佐伯市教育委員会は指定の取消しをすることができるものとします。その場合は、市に生じた損害は指定管理者が賠償するものとします。また、次期指定管理者が円滑かつ支障なく、本施設の管理運営業務を遂行できるよう、引継ぎを行うものとします。

② 当事者の責めに帰することができない事由による場合

不可抗力等、市及び指定管理者双方の責めに帰すことのできない事由により、業務の継続が困難になった場合、事業継続の可否について協議するものとします。

一定期間内に協議が整わない時には、それぞれ、事前に書面で通知することにより協定を解除できるものとします。なお、指定管理者は、次期指定管理者が円滑かつ支障なく、本施設の管理運営業務を遂行できるよう、引継ぎを行うものとします。

③ 指定管理者の指定取消後の対応

指定管理者の指定取消後、他の法人等と、指定管理予定候補者としての協定締結について協議を行うことがあります。

④ その他

前記に規定するもののほか、事業の継続が困難となった場合の措置については、協定で定めます。

(3) 協定書の解釈に疑義が生じた場合等の措置

協定書の解釈に疑義が生じた場合又は協定書に定めのない事項が生じた場合については、佐伯市教育委員会と指定管理者とは誠意を持って協議するものとします。

(4) リスク分担に対する方針

協定締結にあたり、佐伯市教育委員会が想定する主なリスク分担の方針は、以下のとおりです。これらは、帰責事由の所在が不明確になりやすいリスクについての方針を示したものです。

| 項 目                       | 負担者           |                             | 備 考                                           |
|---------------------------|---------------|-----------------------------|-----------------------------------------------|
|                           | 佐伯市教育委員会      | 指定管理者                       |                                               |
| 管理運営                      |               | ◎                           |                                               |
| 施設、設備、備品等の維持管理            | ○<br>(大規模な修繕) | ◎                           | 修繕料が年間5万円を超えた場合は、市と指定管理者とで協議を行う。(100円未満は切り捨て) |
| 備品の購入、改修                  | ◎             | ○                           |                                               |
| 施設等の使用許可<br>(附随事務を含む。)    |               | ◎                           |                                               |
| 災害時対応                     | ○<br>(指示等)    | ◎<br>(待機態勢の確保、被害調査、報告、応急措置) |                                               |
| 事故、火災等による施設の損傷及び被災者に対する責任 | ◎             | ○<br>(指定管理者の責に帰する事由の場合)     |                                               |
| 災害復旧(復旧工事)                | ◎             |                             |                                               |
| 包括的管理責任                   | ◎             |                             |                                               |
| 火災保険の加入                   | ◎             |                             |                                               |
| 利用者に係る賠償責任保険の加入           | ○             | ◎                           |                                               |

(◎：原則として対応責任がある    ○：一部責任を負う場合がある)

※ 疑義のある場合や、定めのない事項については、指定管理者と市とが協議の上定めることとします。

#### 1 4 添付資料・様式（別添）

##### （1）資 料

佐伯市南浜テニスコート指定管理者管理運営仕様書〔別添〕

##### （2）様 式

- ① 指定管理者指定申請書（指定手続条例施行規則に定める様式第1号）
- ② 事業計画書（要項様式第1号）
- ③ 収支計画書（要項様式第2号）
- ④ 誓約書（要項様式第3号）
- ⑤ 申立書（要項様式第4号）
- ⑥ 応募辞退届（要項様式第5号）
- ⑦ 説明会参加申込書（要項様式第6号）
- ⑧ 質問票（要項様式第7号）

#### 1 5 問い合わせ先

〒876-0853

佐伯市中村東町6番9号

佐伯市教育委員会体育保健課

電話 0972-22-4062

FAX 0972-22-3912

電子メール taiku@city.saiki.lg.jp

ホームページ <https://www.city.saiki.oita.jp/>